



2016年度CO・OP共済の事業概況

CO・OP共済の2016年度決算(2016年3月21日～2017年3月20日)が確定しましたのでご報告いたします。

●加入者数・支払件数

(万人・万件未満切捨て)

	加入者数	共済金支払件数
	589万人	111万件
	175万人	15万件
	44万人	4万件

注)火災共済、《あいあい》、《新あいあい》は受託商品であるため掲載していません。

●収益と費用および剰余金の概況

(2016年3月21日～2017年3月20日)

単位:億円(億円未満切捨て)

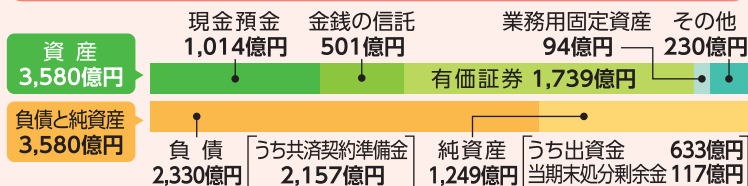
収 益	費用および剰余金
共済掛金等収入 …………… 1,812	共済金等支払額 …………… 970
共済契約準備金戻入額 …………… 302	共済契約準備金繰入額 …………… 150
その他 …………… 16	事業経費 …………… 522
	その他 …………… 2
	税引前当期剰余金 …………… 476
	(内訳) 法人税他 …………… 39
	割戻準備金 …………… 332
	当期剰余金 …………… 103

ご契約者に還元
する割戻金です。

●資産および負債・純資産の状況

(2017年3月20日現在)

単位:億円(億円未満切捨て)



●支払余力比率

(2016年度)

単位:百万円(百万円未満切捨て)

下記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標のひとつです。

支払余力比率	支払余力総額	リスクの合計額
1235.6%	169,092	27,370

注)コープ共済連では厚生労働省が定めている消費生活協同組合法施行規則ならびに施行規程に基づいて算出しており、上記比率は、200%以上必要とされています。生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較はできません。



2017年9月 商品改定のお知らせ

●65歳以降の保障として“プラチナ85”を新設します



《たすけあい》65歳満期以降の保障充実を求める声に応え、《あいぷらす》ゴールド85に替わる商品として、「プラチナ85」を新設します。告知事項(健康状態についての質問)に該当しない満65歳から満70歳までの方の新規加入および更改加入も可能です。

① 保障内容について

プラチナ85(コース)	女性5型	男性5型	女性4型	男性4型	女性3型	男性3型	女性2型	男性2型	女性1型	男性1型
月掛金	5,000円		4,000円		3,000円		2,000円		1,000円	
病気・事故(ケガ)入院(日額)(1日目から184日分)	7,500円	5,000円	6,000円	4,000円	4,500円	3,000円	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
死亡(病気・事故)	15万円	10万円	12万円	8万円	9万円	6万円	6万円	4万円	3万円	2万円
共済期間	満85歳の満期終了日まで								満85歳の満期終了日まで	
移行加入できる年齢	満65歳(《たすけあい》65歳満期時)								満65歳(《たすけあい》65歳満期時)	
新規・更改加入できる年齢	満65歳～満70歳								新規・更改加入不可	

➕ 次の特約を任意で付帯することができます。

➕ 手術サポート特約	月掛金：女性600円 / 男性800円
	手術1回につき一律2万円(コープ共済連の定める支払対象手術を受けた場合)
➕ 死亡保障上乘せ特約	月掛金：女性600円 / 男性1,300円
	上記の各コースの死亡共済金にプラス30万円

※掛金の払込方法は月払のみです。※被共済者1名につき1契約のみ加入できます。※特約は1名につきそれぞれ1口まで加入できます。また、特約のみの加入はできません。※解約返戻金、満期金はありません。※重度障害共済金、長期入院共済金、事故(ケガ)通院共済金の保障はありません。※病気入院、事故(ケガ)入院それぞれ全共済期間(契約を更改した場合を含みます)通算して1,000日が限度です。

② 《たすけあい》にご加入の皆さまへ

2017年9月以降の《たすけあい》65歳満期より「プラチナ85」をご案内します。詳しくは、65歳満期を迎える際に郵送等でお知らせします。あわせて、《あいぷらす》ゴールド85 医療2型、医療3型、医療5型および《たすけあい》シルバー70コースの取扱いを終了します。なお、すでにご加入いただいている方は満期まで契約を継続していただけます。

③ 《あいぷらす》ゴールド85、ゴールド80および《たすけあい》シルバー70コースにご加入の皆さまへ(満65歳～満70歳)

2017年9月1日以前に《あいぷらす》ゴールド85、ゴールド80および《たすけあい》シルバー70コースにご加入の満70歳までの方は、通常よりゆるやかな告知事項で、現在の保障に加えて「プラチナ85 1型手術サポート特約付(月掛金 女性1,600円、男性1,800円)」のコースにご加入できる場合があります。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

●20歳満期時にお手続きがない場合、《たすけあい》の所定のコースへ自動的に移行します

2017年9月以降に《たすけあい》ジュニア20コースで20歳満期を迎える契約より、継続または満期終了のお手続きがない場合は、下表のように《たすけあい》の所定のコースへ自動的に移行します。詳しくは、ジュニア20コースの満期を迎える際に郵送等でご案内します。なお、2016年9月よりジュニアコースの満期年齢を1歳引き上げ、満20歳としています。

満期となるコース	自動移行する《たすけあい》の所定のコース
J1000円コース J1900円コース J1600円コース	V1000円コース
J2000円コース	男性はV2000円コース 女性はL2000円コース

※満期となるコースがJ2000円コース先進医療特約付の場合、自動移行後のコースも先進医療特約付のコースとなります。※J1000円コース先進医療特約付からV1000円コースに自動移行した場合、V1000円コースには先進医療特約を付帯できないため、20歳満期日をもって先進医療特約は終了します。※移行により保障内容や掛金に変更となる場合があります。※「自動移行不同意届」を事前にご提出いただいているご契約について、お手続きがない場合は満期終了します。

●《ずっとあい》の掛金払込方法のうち、「一時払」「全期前納」の取扱いを中止します

2017年9月1日発効の契約をもって、《ずっとあい》の掛金払込方法のうち、「一時払」「全期前納」の取扱いを中止します。なお、すでに「一時払」「全期前納」でご加入いただいている方はそのまま契約を継続していただけます。

●個人賠償責任保険について、保障額・保険料を改定し、ご加入いただける対象の商品を拡大します



CO・OP共済とあわせてご加入いただける個人賠償責任保険は、コープ共済連を団体契約者とする損害保険の団体契約です。自転車事故による高額な賠償の発生などを背景に保障額を引き上げ、加入者のひろがりにより、保険料の引き下げを実施します。また、よりお役に立てるようにご加入いただけるCO・OP共済商品を拡大し、保障の対象となる方の範囲を広げます。

① 最高保障額を1億円から3億円の、月額保険料を170円から140円に改定します。

	改定前	改定後
最高保障額	1億円	3億円(2017年10月1日以降発生事故から引き上げ)
月額保険料	170円	140円(2017年9月振替の保険料から引き下げ)

※すでに個人賠償責任保険にご加入の方も上記の改定を適用いたしますので、お手続きは不要です。

② 個人賠償責任保険にご加入いただける商品を拡大します。

	改定前	改定後
個人賠償責任保険にご加入いただけるCO・OP共済商品	たすけあい*	たすけあい*・プラチナ85・あいぷらす ゴールド85・あいぷらす ゴールド80

*ジュニア20コース、医療コース、女性コース、ベーシックコース、ウェルカムコース、ケガ通院コース、シルバー70コース

③ 個人賠償責任保険にご加入中の方へのお願い

昨今、お子さまの自転車保険、ご家庭の火災保険・自動車保険と一緒に個人賠償責任保険に加入される機会も増えています。必要な「保障額」や「保障される方の範囲」について、以下の内容をご確認ください。

① 保障額
複数の契約がある場合(他社の商品で個人賠償責任保険に加入されている場合も含みます)、最高保障額は合算した金額になります。ただし、同一の事故に対する保障額について、それぞれの契約が分担して支払うことになり、重複してお支払いすることはありません。

② 保障される方の範囲
個人賠償責任保険は1世帯の1人が加入すれば、契約者、契約者の配偶者、契約者または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」等が保障の対象となります。

なお、今回の改定に関して、加入者証やご契約のしおりの再発行は行いませんので、今回お送りした加入者ニュース(本冊子)の保管をお願いいたします。また、ご契約の見直しをご希望の場合は、お手数ではございますがご加入の生協までお問い合わせください。

③ 保障される方(被保険者)の範囲について「監督義務者」等を追加します。
従来の保障の対象となる契約者(記名被保険者)、契約者の配偶者、契約者または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」が、責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限りません。)を保障の対象に追加します。

保険契約者:日本コープ共済生活協同組合連合会 / 取扱代理店:株式会社アイランドサービス / 引受幹事保険会社:共栄火災海上保険株式会社
B1724400E0388-20170531



共済金について

● 共済金の課税

Q 共済金は課税対象になるの？

A 死亡共済金は課税対象になります。重度障害共済金、入院共済金、手術共済金等の共済金は、非課税です。

■ 死亡共済金に関わる課税の例

契約者(掛金負担者)	被共済者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税(一時所得)/住民税
妻	夫	子 [※]	贈与税

※子を死亡共済金受取人指定した場合

■ 扶養者事故死亡共済金に関わる課税の例(被共済者は子)

契約者(掛金負担者)	扶養者	受取人	税金の種類
夫	夫	子	相続税
妻	夫	妻	所得税(一時所得)/住民税

Q どんな税金の種類になるの？

A 契約者(掛金負担者)と被共済者、扶養者および共済金受取人の関係により異なります。

■ 課税対象金額算出方法

(2017年3月現在)

相続税	共済金受取人が法定相続人 [※] の場合	死亡共済金-(500万円×法定相続人の人数)
	共済金受取人が法定相続人以外の場合	死亡共済金
所得税/住民税	(死亡共済金-当該共済期間の払込掛金-50万円)×1/2	
贈与税	死亡共済金-110万円	

注)所得税、住民税について、複数商品に加入されている場合、契約が複数ある場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

※民法の規定により、相続人になれる人を法定相続人といいます。

- 税額は他の保険金や所得、相続、贈与財産を考慮しなければ、通常、相続税が最も低くなります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください(住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください)。

悪性新生物に対する手術共済金の支払方法について

悪性新生物に対する内視鏡での手術の倍率を変更し、内視鏡による手術として10倍でお支払いしています。



加入時期にかかわらず2013年9月1日以降に実施した手術より



2013年9月2日以降に発効する契約で発効日以降に実施した手術より

《あいがらす》では2013年9月1日以前に発効した契約についても、更新または更改後は、変更後の倍率でお支払いします。

上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術に関するご注意

抜歯手術など歯・歯周組織の処置として行われる手術や、慢性副鼻腔炎手術として行われる手術は、手術共済金のお支払い対象になりません。このことを明確にするため、2011年9月より事業規約等に記載を追加しています。



2016年度 割戻(わりもどし)について

CO・OP共済では毎年3月20日に決算を行い、剰余金の一部をご契約者に割戻金として還元させていただいています。

注)対象となるのは、2016年3月～2017年2月までの掛金です。



- 2017年3月31日時点で有効な契約が対象となります。
- コースごとに保障内容が異なるため、割戻金もコースごとに異なります。
- 先進医療特約の割戻金もあわせてお支払いします。
- 割戻金が発生した場合は、毎年割戻金をお支払いします。支払方法はご加入の生協によって異なります。お支払予定日については、毎年発送する「控除証明書(共済掛金払込証明書)兼 割戻通知書」にてご確認ください。



- 2017年3月20日時点で有効な契約が対象となります。
- 割戻金はコープ共済連が利息をつけて据え置きます。このように利息をつけて据え置いた割戻金を「据置割戻金」といいます。ご請求手続きは「インターネット手続きサービス」、もしくはお電話(自動音声受付サービス 0120-075-100)から行うことができます。
注)ご契約ごとのご請求となります。金額を指定したご請求はできません。
- 2017年度中に満期を迎える《あいふらす》の契約については、満期時に2017年分掛金に対する割戻金のお支払いを予定しています。契約終了時に確定・発行されます【CO・OP共済契約終了(一部終了)ならびに返戻金お支払いのお知らせ】をご参照ください。
- 過去の《あいふらす》割戻金の据置利率

割戻年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
据置利率	0.25%	0.25%	0.15%	0.15%	0.10%



- 2016年度決算に基づく割戻金はありません。何卒ご了承ください。



住所変更・口座変更 等のご希望について

①～④の事項に該当される場合は、契約者からのお手続きが必要です。

共済証書記載のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。



① 登録情報の変更 (住所や氏名、掛金振替口座など)

※住所、掛金振替口座の変更についてはインターネットからもお手続きできます。詳しくは次ページ。

② 契約者と被共済者が別生計になる など、世帯に変更が生じた場合

③ 死亡共済金受取人または、指定 代理請求人の指定または変更※

④ ご加入の生協を脱退・変更 された場合

注) CO・OP共済の改定事項や契約に関する重要な事項は、共済証書に記載の住所または変更のご連絡のあった住所に送付します。契約者の氏名、住所の変更についてご連絡されていない場合、契約引受団体に最後にご連絡いただいた氏名、住所への送付をもって契約者に通知したものとみなします。

注) ①～④の変更の連絡をいただけない場合、共済金請求時に共済金をお支払いできない場合やお手続きに時間がかかる場合があります。

※もしもの場合の共済金請求に備えて、死亡共済金受取人と指定代理請求人をあらかじめ指定することができます。



インターネット手続サービスのご案内

インターネット手続サービスは、パソコン・スマートフォンを利用して、《あいふらす》割戻金のご請求、住所変更などのお手続きやご契約内容の照会がおこなえるサービスです。



ご利用には
ご登録が必要
となります。

●こんな時にご利用いただけます！

**ケガ通院
共済金の
請求書類申請**

**割戻金の
ご請求**

住所変更 注)

※その他、「控除証明書(共済掛金払込証明書)の再発行」、「掛金振替口座変更届の書類申請」、「契約者変更(承継)の書類申請」、「契約内容の確認」のお手続きが可能です。
 ※《あいあい》、火災共済はご利用対象外です。
 ※CO・OP共済商品により可能なお手続きが異なります。また、ご契約状況・時期によってお取扱いできない場合がございます。
 ※ご利用いただけるのは契約者ご本人です。
 注)ご加入の生協が変更となる住所変更はお手続きできません。

インターネット手続サービスご利用可能時間

	6:00	24:00	翌1:00	翌2:00	翌6:00
平日・土曜日(祝日含む):AM6:00~AM2:00	利用できます	利用できません			
日曜日:AM6:00~AM1:00	利用できます	利用できません			

記載のご利用可能時間内でも、メンテナンス等によりご利用いただけない場合がございます。何卒ご了承ください。

2017年秋より 利用できるサービスが拡大します！

- スマートフォンから「ケガ通院共済金の請求書類申請」が可能になります。
- 乳幼児医療費助成制度等による通院(自己負担金額0円)のご請求受付も、可能になります。(一部のみ)



●アクセス方法

CO・OP共済公式ホームページ
「インターネット手続サービス」へアクセス

コープ共済

検索



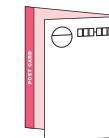
●インターネット手続サービスを利用するために

ID・認証コード・メールアドレスのご用意と、パスワードの登録が必要です。

1 2017年にお送りした
「控除証明書(共済掛金払込証明書)
兼 割戻通知書」がお手元にある方



2 「ID・認証コードのお知らせ」
はがきをお持ちの方



3 上記のどちらもお持ちでない方



パスワード登録が必要です。
1②の通知書・はがきに記載のID・
認証コードを使用してパスワード
登録をお願いします。

パスワード登録



まずはインターネット手続サービスの
ページからIDと認証コードの発行
手続きをお願いします。

ID発行
(手続のご案内)

※IDと認証コードは当サービスを利用するために必要ですので、パスワード登録完了後も大切に保管してください。
 ※IDと認証コードはCO・OP共済のインターネット手続サービス専用となります。
 ※「控除証明書(共済掛金払込証明書) 兼 割戻通知書」に記載の認証コードを使用したパスワード登録は、お送りした翌年の6月末まで可能です。それ以降に新たにご登録をされる場合、ご使用ができません。その際には、「ID再発行」申請を行い、新しい認証コードの取得をお願いいたします。
 ※契約者ご自身のメールアドレスをご登録ください。
 ※ご登録のメールアドレスにコープ共済連よりお知らせをお送りする場合がございます。

よくあるご質問「控除証明書(共済掛金払込証明書)」について



Q1 控除証明書(共済掛金払込証明書)とはなんですか？

A 契約内容により①または②のいずれかがお手元に届きます。イメージは表紙裏面の通知見本もご確認ください。

① 控除証明書(共済掛金払込証明書)兼 割戻通知書

〈通知左側〉割戻通知書

2016年度(2016年3月21日～2017年3月20日)の決算に基づき確定した割戻金について、ご案内するための通知です。



〈通知右側〉控除証明書(共済掛金払込証明書)

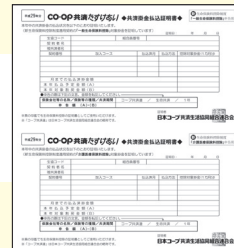
共済掛金を支払ったことを証明する書類のことで「年末調整」や「確定申告」で生命保険料控除(払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額を課税対象となる所得から差し引く制度)を受ける場合に必要になります。

② 共済掛金払込証明書

〈通知〉控除証明書(共済掛金払込証明書)

共済掛金を支払ったことを証明する書類のことで「年末調整」や「確定申告」で生命保険料控除(払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額を課税対象となる所得から差し引く制度)を受ける場合に必要になります。

年末調整の場合「給与所得者の保険料控除申請書」に添付し、勤務先(給与支払者)へご提出ください。
確定申告の場合「確定申告書」に添付し、所轄の税務署へご提出ください。



Q2 控除証明書(共済掛金払込証明書)が前の住所で届いているのですが、住所変更はできていますか？

A 控除証明書は通知記載の発行日時点の登録情報で作成しています。住所変更などのお申し出と行き違いになっている場合は、何卒ご了承ください。なお、ご契約状況などは「インターネット手続サービス」にてご確認ください。

Q3 控除証明書(共済掛金払込証明書)について、家族の分は届いたのですが、私の分は届いていません。

A 郵便状況により、同一世帯でも到着が遅れることがあります。1週間以上経っても到着しない場合は、通知記載のフリーダイヤルまでご連絡ください。

Q4 控除証明書(共済掛金払込証明書)は、年末調整や確定申告の際に、旧姓でも使用できますか？

A お勤め先または所轄の税務署へお問い合わせください。
提出先によって使用できる場合と使用できない場合があります。

Q5 控除証明書(共済掛金払込証明書)を紛失(破損)してしまったので、再発行してほしいのですが、どうしたらよいですか？

A 「インターネット手続サービス」より2017年(平成29年)分の再発行申請ができます。
またお電話(自動音声受付サービス 0120-075-100)でも再発行申請ができます。

